

基準 12 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱いに関する基準

規則第 18 条第 4 項第 1 号の規定中「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」並びに規則第 19 条第 6 項第 5 号、第 20 条第 5 項及び第 21 条第 5 項の規定中「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、次のいずれかに該当する場所以外の場所とする。

- (1) 屋上駐車場又は高架下の駐車場等周壁がなく柱のみである場所
- (2) 常時直接外気に開放された開口部の面積の合計が、水噴霧消火設備等の設置を必要とする防火対象物又はその部分の床面積の 15%以上である場所
- (3) 地上又は避難階から手動又は遠隔操作により開放することのできる外気に接する開口部の面積の合計が、水噴霧消火設備等の設置を必要とする防火対象物又はその部分の床面積の 20%以上である場所
- (4) 地上又は避難階から手動又は遠隔操作により開放することのできる外気に接する開口部の面積の合計が、水噴霧消火設備等の設置を必要とする防火対象物又はその部分の床面積の 20%以上で、かつ、当該開口部で床面から高さ 3 m以上の部分の開口面積の合計が 15%以上である場所

※1 開口部（第 2 号及び第 3 号に規定するものに限る。）は、隣地境界線又は隣接する建築物の外壁から 0.5m以上離れ、かつ、開口部上端の高さは、天井（天井のない場合は、上階の床下面又は軒げた若しくはこれに代わる横架材の下面）から 0.8m以内のものに限る。

※2 上部が直接外気に開放された光庭等（直径 5 m以上の円が内接することができる場合に限る。）に面する開口部の面積が、第 2 号から第 4 号で必要とされる開口部の面積の 3分の1を超える場合は、3分の1を限度とし、3分の1以下である場合は、当該外壁の開口部の面積を算入する。